

一般社団法人明専会 明専会基盤強化推進委員会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という。)の定款第 62 条により、諮問機関として設ける明専会基盤強化推進委員会(以下「委員会」)の基本的事項を定める。

(役割)

第2条 この委員会は、明専会の基盤強化推進事業として明専会の基盤(同窓の絆と母校愛)強化、特に新たな階層<学生、若手、女子、海外>の絆構築を支援する。
支援の詳細は、別途定める基盤強化のための支出細則による。

(構成)

第3条 本委員会の委員は、理事により以下のとおり構成される。

- (1) 委員長 :1名
- (2) 委員 :必要数
- (3) 事務局 :1名以上

(選任)

第4条 委員は、委員長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、および委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(報告)

第6条 委員長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。
2 委員長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 本委員会は、年1回以上開催する。また委員長は、必要に応じ委員会会合及び他部会との情報交換会を開催するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 9 日の理事会決議により制定、施行する。
- 2 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。